

「みどり戦略 応援し隊」会員規約

1 目的

本隊は、わが国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」（以下、「みどり戦略」という。）の実現に向け、普及・啓発への協力を行うことを目的とする。

2 活動

本隊は、1に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 消費者等への「みどり戦略」の普及・啓発

- ① 「みどり戦略」をPRするチラシやポップ等の掲示
- ② 事務局から提供される「みどり戦略」に関する情報を各会員のホームページ等で発信
- ③ 「みどり戦略」に関するイベントへの参加

(2) 会員間の「みどり戦略」に関する情報共有

- ① 「みどり戦略」に関する勉強会への参加
- ② 「みどり戦略」に関する情報の共有

(3) 会員の優良事例の紹介

以下の取組等について、北海道農政事務所ホームページで紹介

- ① 食品ロスの削減、地産地消
- ② 食品製造における労働生産性向上
- ③ 持続可能性に配慮した原材料調達

(4) その他会員で協議し承認された活動

3 会員

本隊の会員は、原則として以下に記載する北海道農政事務所旭川地域拠点管内に事業本部を置き、1の目的に沿って活動する団体、個人、行政機関等とする。

(北海道農政事務所旭川地域拠点管内)

旭川市、留萌市、稚内市、芦別市、赤平市、士別市、名寄市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、下川町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町

4 入会及び退会

本隊への入会は、別に定める会員登録申込により事務局に提出して登録を受けるものとし、退会の際はその意思表示を事務局に行うものとする。

5 会費

本隊は、会費を徴収しない。

6 事務局

本隊の事務局は、北海道農政事務所旭川地域拠点が行う。

7 雑則

この規約に定めるもののほか、本隊の運営に必要な事項は、会員で協議し定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和5年8月22日から施行する。